

随意契約（相手方指定）調書

件名	第二東日暮里保育園大規模機械設備改修工事	No.5100205
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年2月5日	
契約金額	123,695,000円（消費税込み）	

契約相手方	スリーアイ鈴木建設共同企業体
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件名	第二東日暮里保育園大規模機械設備改修工事
指名業者 (案)	<p>名称 スリーアイ鈴木建設共同企業体</p> <p>所在地 東京都荒川区西日暮里二丁目31番5号</p> <p>代表者 (株)スリーアイ 代表取締役 森田 一好</p>
特命理由	<p>本件は、第二東日暮里保育園の給排水衛生設備及び空調設備を全面的に改修する工事である。</p> <p>本件は、発注標準に基づき区内業者2社で構成する建設共同企業体（以下「JV」という。）を対象とした制限付き一般競争入札を実施したが申込のあった1JVが積算期限の超過及び予定価格超過を理由に辞退したため不調となった。</p> <p>以上を踏まえ、工事主管課において価格・工期を変更したうえで、改めて発注を行うこととする。なお、再度発注するにあたり、ヒアリングを行ったところ、他の業者は技術者の配置が困難のため参加不可とのことであり、上記業者は唯一参加可能な業者である。また、保育園の運営に支障をきたさないためにも速やかに相手方を決定する必要があることから、上記相手方の指定は妥当であると考えます。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>